



いいじま弘之

札幌市議会議員 西区

●冬季オリンピック・パラリンピック招致特別委員会委員 ●厚生委員会委員

新型コロナウイルス感染症からの経済復興を目指し、希望が持てる札幌市のために取り組んでまいります。

平素より札幌市議会議員いいじま弘之の市政活動にご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。2年を超える新型コロナウイルス感染症は未だ収束には至っておりませんが、今後は感染拡大防止と経済復興の両輪で、札幌市の活力を取り戻していきたいと思っております。議会活動に於いては、今期前半は議会運営委員長を務め、また、座長として取り組んでまいりました札幌市歯科口腔保健推進条例が制定となり、皆様にご報告する運びとなりました。大雪対策や北海道新幹線の札幌延伸など、さまざまな課題や希望を抱える札幌市の活力ある明日のため、私いいじま弘之は引き続き、精力的に活動を展開してまいりますので、皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。



議会運営委員長として委員会を進行。

札幌市議会議員 **いいじま 弘之**

TOPICS!

市民の口腔の健康を守る

札幌市歯科口腔保健推進条例が制定されました。

自民・民主市民連合・公明の各市議会議員12名からなる歯科口腔保健推進プロジェクトが2年をかけて取り組んでまいりましたが、令和4年5月の第2回定例会において可決成立いたしました。党派を超えて取り組んだ議員提案による条例は過去にあまり例が無く、プロジェクト座長として責任を果たすことができました。

歯科口腔保健推進プロジェクトは、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目指して発足したもので、これまでに12回にわたる会議や勉強会、市民アンケートなどを実施したほか、口腔保健の先進地（京都市・神戸市・新潟市）を視察するなど、条例の制定に向けてさまざまな角度から検討を重ねてまいりました。

このたびは乳幼児期・学齢期から成人期・高齢期、さらに障がい者や要介護者など、全ての市民が口腔の健康を保つことで、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目的とする本条例の制定を皆さまにお知らせするとともに、本条例の有効な活用にご期待いただければ幸いです。



議会にて札幌市歯科口腔保健推進条例について説明。



座長として、秋元市長に条例案を提出。

議員提案条例

札幌市歯科口腔保健推進条例の概要

- 1条 目的
- 2条 定義
- 3条 基本理念
- 4条 市の責務
- 5条 市民の責務
- 6条 歯科医療等関係者の責務
- 7条 保健医療等関係者の責務
- 8条 事業者の責務
- 9条 基本的施策
- 10条 計画の策定
- 11条 効果的な歯科保健対策の推進等
- 12条 歯科口腔保健推進会議
- 13条 財政上の措置
- 14条 市長への委任

令和5年度に向けた政策要望懇談会が開催されました。

令和5年度に向けて、札幌市内の各業界団体や各区の代表の皆様からの政策要望をお聞きする恒例の懇談会が開かれ、幹事長として出席しご挨拶をさせていただきました。地域や業界団体の現状と課題について意見交換を行いました。

要望はコロナ禍での経済支援や原油・原材料価格の高騰抑制に係る支援策の拡充、市内の除排雪体制の改善など多岐にわたります。来年度予算に向けて要望実現に努力してまいります。



北海道私立専修学校各連合会より令和5年度に向けた要望を受けました。



西区からの政策要望について懇談いたしました。

皆様の声をお聞かせください

いいじま弘之 政務調査室

TEL 663-3322

FAX (011) 662-7756



〒063-0062 札幌市西区西町南8丁目2-21 ロイヤルビル 2階

TEL (011) 663-3322 FAX (011) 662-7756 E-mail info@ijima-hiroyuki.jp

「いいじま弘之」ホームページからもご覧いただけます